

平成30年度

定期監査結果報告書

(平成30年度対象その3)

八戸市監査委員

(令和元.5)

八 監 第 14 号
令和元年 5 月 21 日

八戸市長
小林 眞 様
八戸市議会議長
壬生 八十博 様

八戸市監査委員 早 狩 博 規

八戸市監査委員 小 原 隆 平

八戸市監査委員 立 花 敬 之

定期監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、平成 30 年度定期監査を実施したので、
同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

目 次

○ 定期監査結果報告

1	監査実施日	-----	7
2	監査の対象	-----	7
3	監査の範囲	-----	7
4	監査執行者	-----	7
5	監査の方法	-----	7
6	監査の結果	-----	8
	総務部	-----	9
	財政部	-----	12
	農林水産部	-----	15
	福祉部	-----	17
	環境部	-----	21
	建設部	-----	24

1 監査実施日

平成 31 年 1 月 25 日から平成 31 年 4 月 25 日まで

2 監査の対象

対 象 部 ・ 課 (室) 名	
総務部	行政管理課、秘書課、人事課
財政部	財政課、住民税課、資産税課
農林水産部	農林畜産課、水産事務所
福祉部	生活福祉課、子育て支援課、高齢福祉課、障がい福祉課
環境部	環境政策課、環境保全課、清掃事務所
建設部	道路維持課、道路管理事務所、南郷道路管理事務所、建築住宅課

3 監査の範囲

平成 29 年度において執行された財務に関する事務(現金取扱事務及び有価物等管理事務については平成 30 年度執行分を含む。)

4 監査執行者

監 査 委 員 早 狩 博 規

監 査 委 員 小 原 隆 平

なお、秋山恭寛前監査委員は療養中であつたことから本監査には関与しておらず、上記 2 名の監査委員により監査を執行したものである。

5 監査の方法

各部課等において執行された財務に関する事務が関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているか否かを主眼とし、次のとおり実施した。

(1) 事前に提出された監査資料に基づき、各対象ごとに監査項目を定めて、諸帳簿・書類等の試査・

照合等、事務局職員による予備監査を行った。

(2) 監査委員出席のもと、部長等以下関係職員から事務事業の執行状況について説明を受け、質疑応答形式により実施した。

6 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務は適正に執行されていると認められた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上の軽易な過誤等については、各所属長又は関係職員に対し、文書又は口頭で指導したので記述を省略した。

総務部

行政管理課

1 主なる分掌事務

- (1) 行政改革の総括及び推進に関すること。
- (2) 地方分権の推進に関すること。
- (3) 指定管理者制度の総括に関すること。
- (4) 附属機関の総括に関すること。
- (5) 公有財産、債権及び基金の総括に関すること。
- (6) 市有財産の損害保険及び損害共済に関すること。
- (7) 公用車の総括に関すること。
- (8) 庁舎の運営維持管理等に関すること。
- (9) 市民広場の管理に関すること。

2 組織・職員の状況

課長	行政改革グループ	主幹	(グループリーダー)	以下 5人
	管財グループ	参事	(グループリーダー事務取扱)	以下 5人 (うち非常勤職員 1人)
	庁舎管理グループ	副参事	(グループリーダー)	以下 9人
				計 20人

3 監査項目

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| (1) 有価物等管理事務 | 切手 |
| (2) 収入事務 | 財産貸付収入 (土地建物貸付収入)
雑入 (広告料収入) |
| (3) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (4) 契約事務 | 長者山腐朽木伐採作業委託契約
市有地売却業務委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

秘 書 課

1 主なる分掌事務

儀式及び交際に関すること。

2 組織・職員の状況

課長 ————— 秘書グループ 副参事（グループリーダー）以下 7人 計8人
(部次長兼務)

3 監査項目

- | | |
|--------------|---------------|
| (1) 現金取扱事務 | 交際費（資金前渡分） |
| (2) 有価物等管理事務 | 土産物品、有料道路利用券 |
| (3) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

人 事 課

1 主なる分掌事務

- (1) 行政組織並びに事務の分掌及び調整並びに職務権限に関すること。
- (2) 職員の任用、退職等並びに試験及び選考に関すること。
- (3) 職員の職制及び配置に関すること。
- (4) 職員の勤務条件及び職員団体にに関すること。
- (5) 職員の給与の支給及び源泉徴収等並びに給与費予算の管理に関すること。
- (6) 職員の研修の計画及び実施に関すること。
- (7) 職員の安全衛生及び福利厚生に関すること。
- (8) 市町村職員共済組合、職員互助会及び職員文化体育会に関すること。

2 組織・職員の状況

課長 (部次長兼務)	人事研修グループ	主幹 (グループリーダー) 以下	7人
	給与厚生グループ	副参事 (グループリーダー) 以下	9人 (うち非常勤職員 2人)
	派遣研修		4人
	人事交流 (出向)		2人
	〔うち	内閣府へ	1人〕
		総務省へ	1人
		(一財) 地域活性化センターへ	1人
		(一財) 自治総合センターへ	1人
	〔うち	経済産業省へ	1人〕
		国土交通省へ	1人
			計 23人

3 監査項目

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1) 現金取扱事務 | 交際費 (資金前渡分) |
| (2) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (3) 契約事務 | 八戸市職員ストレスチェック業務委託契約 |
| (4) 職員手当認定事務 | 扶養手当、通勤手当、住居手当等 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

財 政 部

財 政 課

1 主なる分掌事務

- (1) 財政計画に関すること。
- (2) 予算の調整、配当、統制等に関すること。
- (3) 財政状況の公表に関すること。
- (4) 決算の認定等に関すること。
- (5) 地方債及び一時借入金に関すること。

2 組織・職員の状況

課長	——	一般会計グループ	副参事（グループリーダー）	以下 7人
（部次長兼務）	└──	特別会計グループ	主幹（グループリーダー）	以下 3人

計 11 人

3 監査項目

- (1) 支出事務 支出負担行為等に関する書類
- (2) 契約事務 八戸市財務書類等整備支援業務委託契約

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

住 民 税 課

1 主なる分掌事務

- (1) 個人市県民税の賦課及び調定に関すること。
- (2) 法人市民税の賦課及び調定に関すること。
- (3) 軽自動車税、市たばこ税、鉦産税及び入湯税に関すること。
- (4) 地方消費税交付金等に関すること。

2 組織・職員の状況

課長	法人諸税グループ	副参事（グループリーダー）	以下 5 人
（部次長兼務）	個人住民税グループ	副参事（グループリーダー）	以下 15 人
			計 21 人

3 監査項目

- | | |
|--------------|--|
| (1) 現金取扱事務 | つり銭 |
| (2) 有価物等管理事務 | 切手 |
| (3) 収入事務 | 総務手数料（税関係証明手数料）
弁償金（原動機付自転車等の標識亡失等） |
| (4) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (5) 契約事務 | データエントリー業務（給与支払報告書）委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

資産税課

1 主なる分掌事務

- (1) 固定資産税の賦課及び調定に関すること。
- (2) 土地、家屋及び償却資産の評価に関すること。
- (3) 国有資産等所在市交付金に関すること。
- (4) 特別土地保有税の賦課及び調定に関すること。
- (5) 国有提供施設等所在市助成交付金に関すること。
- (6) 市税に係る証明書に関すること。

2 組織・職員の状況

課長	管理償却グループ	副参事（グループリーダー）以下 14 人 （うち非常勤職員 2 人）
	土地グループ	副参事（グループリーダー）以下 11 人
	家屋グループ	主幹（グループリーダー）以下 14 人

計 40 人

3 監査項目

- | | |
|------------|---|
| (1) 現金取扱事務 | つり銭 |
| (2) 収入事務 | 総務手数料（税関係証明手数料） |
| (3) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (4) 契約事務 | 固定資産税システム改修委託契約（平成 30 基準年度評価替対応）
固定資産税納税通知書等印字及び封入封緘業務委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

農 林 水 産 部

農 林 畜 産 課

1 主なる分掌事務

- (1) 農村地域の振興に関すること。
- (2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣の捕獲等の許可に関すること。
- (3) 水田農業関連対策に関すること。
- (4) 畜産振興、林業振興に関すること。
- (5) 市民の森に関すること。
- (6) 国営、県営及び団体営土地改良事業に関すること。
- (7) 八戸平原総合農地開発事業に関すること。

2 組織・職員の状況

課長	├──	農畜産グループ	副参事（グループリーダー）以下 6人
	└──	農林環境グループ	副参事（グループリーダー）以下 6人

計 13 人

3 監査項目

- | | |
|--------------|-----------------------|
| (1) 有価物等管理事務 | 切手、有料道路利用券 |
| (2) 収入事務 | 物品貸付収入（貸付牛） |
| (3) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (4) 補助金交付事務 | 八戸市除間伐等実施事業補助金 |
| (5) 契約事務 | 市民の森不習岳遊歩道測量・設計業務委託契約 |

4 監査の結果

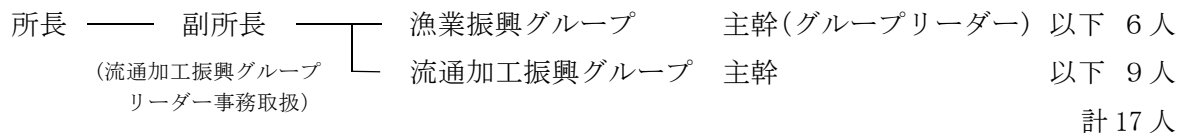
上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

水産事務所

1 主なる分掌事務

- (1) 水産業及び水産加工業の指導奨励に関すること。
- (2) 水産業関係団体及び水産加工関係団体の育成及び指導に関すること。
- (3) 水産物の流通対策に関すること。
- (4) 魚菜小売市場の運営管理に関すること。
- (5) 水産加工業等の統計調査に関すること。
- (6) 魚市場の運営管理に関すること。
- (7) 魚市場運営審議会の庶務に関すること。
- (8) 魚市場の水揚げ等の統計調査に関すること。
- (9) 水産会館に関すること。

2 組織・職員の状況



3 監査項目

- | | |
|--------------|--|
| (1) 有価物等管理事務 | 切手、有料道路利用券 |
| (2) 収入事務 | 水産使用料 (魚菜市场使用料)
魚市場使用料 (市場使用料)
財産貸付収入 (土地建物貸付収入) |
| (3) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (4) 補助金交付事務 | 「海の日」行事補助金 |
| (5) 契約事務 | 八戸水産会館維持管理委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

福 祉 部

生 活 福 祉 課

1 主なる分掌事務

- (1) 生活保護法による保護の決定及び実施に関すること。
- (2) その他要保護者の援護、育成及び更生に関すること。
- (3) 保護費の徴収及び支払に関すること。
- (4) 生活保護に関する統計及び諸報告に関すること。
- (5) 保護施設の設置の認可、指導監査等に関すること。
- (6) 指定医療機関等の指定、指導等に関すること。
- (7) 行旅病人、行旅死亡人等に関すること。

2 組織・職員の状況

課長 (部次長兼務)	管理グループ	副参事 (グループリーダー) 以下	7人
	生活福祉第一グループ	主幹 (グループリーダー) 以下	9人
	生活福祉第二グループ	主幹 (グループリーダー) 以下	9人
	生活福祉第三グループ	副参事 (グループリーダー) 以下	9人
	生活福祉第四グループ	副参事 (グループリーダー) 以下	9人
	生活福祉第五グループ	副参事 (グループリーダー) 以下	17人
		(うち非常勤職員 8人)	
			計 61人

3 監査項目

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| (1) 現金取扱事務 | 浮浪者扶助費 |
| (2) 有価物等管理事務 | 切手、バス回数券 |
| (3) 収入事務 | 雑入 (行旅病人等取扱費、生活保護費返還金、生活保護費徴収金) |
| (4) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (5) 契約事務 | 生活困窮者自立相談支援事業等業務委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

子育て支援課

1 主なる分掌事務

- (1) 子ども・子育て支援法に基づく子ども及び子どもの保護者に対する支援等（他課の分掌に係る事務を除く。）に関する事。
- (2) 児童福祉法に基づく助産及び母子生活支援に関する事。
- (3) 母子生活支援施設及び助産施設の設置認可、指導監査等に関する事。
- (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事。
- (5) 家庭、児童及び女性の相談に関する事。
- (6) 児童館に関する事。
- (7) 放課後児童健全育成事業に関する事。
- (8) 児童手当及び児童扶養手当に関する事。
- (9) ひとり親家庭等医療費に関する事。
- (10) 子ども医療費に関する事。
- (11) 遺児対策に関する事。

2 組織・職員の状況

課長	家庭支援グループ	副参事（グループリーダー）以下 12 人 （うち非常勤職員 4 人）
	子育て給付グループ	副参事（グループリーダー）以下 16 人 （うち非常勤職員 5 人）

計 29 人

3 監査項目

- | | |
|--------------|--|
| (1) 有価物等管理事務 | 切手 |
| (2) 収入事務 | 雑入（学童保育費負担金） |
| (3) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (4) 補助金交付事務 | 子ども会育成連合会補助金 |
| (5) 契約事務 | 八戸市乳幼児等医療費・ひとり親家庭等医療費新システム導入等業務委託契約
高岩児童館耐震補強工事請負契約 |

4 監査の結果

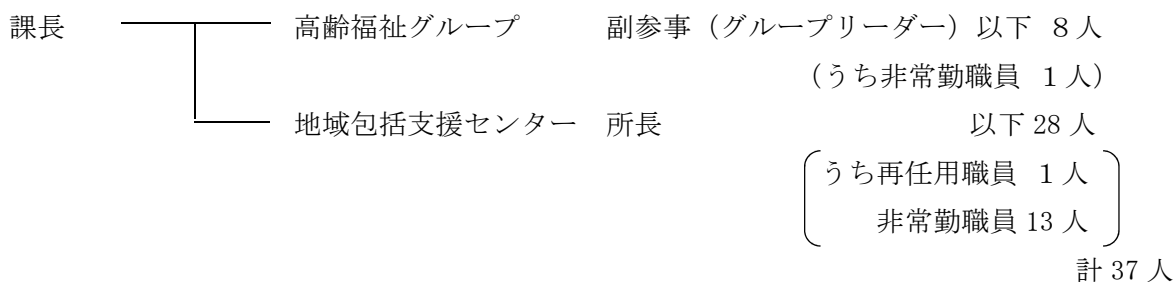
上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

高齢福祉課

1 主なる分掌事務

- (1) 老人福祉法に基づく福祉の企画及び調整に関すること。
- (2) 老人福祉施設の設置運営及び維持修繕に関すること。
- (3) 老人等特別乗車証の発行に関すること。
- (4) 地域包括支援センターの運営に関すること。
- (5) 老人居宅生活支援事業等に係る設置等の届出の受理、立入検査等に関すること。
- (6) 養護老人ホーム等の認可、指導監査等に関すること。

2 組織・職員の状況



3 監査項目

- | | |
|--------------|--------------------|
| (1) 現金取扱事務 | つり銭 |
| (2) 有価物等管理事務 | 切手、バス回数券 |
| (3) 収入事務 | 雑入（高齢者等バス特別乗車証負担金） |
| (4) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (5) 補助金交付事務 | 軽費老人ホーム事務費補助金 |
| (6) 契約事務 | 介護ケアマネジメント業務委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

障がい福祉課

1 主なる分掌事務

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画に関すること。
- (2) 自立支援給付及び地域生活支援事業に関すること。
- (3) 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等に関すること。
- (4) 心身障害者医療費に関すること。
- (5) 身体障害者手帳の交付等に関すること。
- (6) 指定自立支援医療機関の指定等に関すること。
- (7) 指定障害福祉サービス事業者等の指定、指導監査等に関すること。
- (8) 障がい者福祉団体に関すること。
- (9) 八戸市身体障害者更生館及び八戸福祉体育館に関すること。

2 組織・職員の状況

課長 (部次長兼務)	┌───┐ └───┘	障がい福祉グループ 副参事（グループリーダー）以下 17 人 (うち非常勤職員 6 人)
		自立支援グループ 副参事（グループリーダー）以下 12 人 (うち非常勤職員 3 人)

計 30 人

3 監査項目

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 現金取扱事務 | つり銭 |
| (2) 有価物等管理事務 | 切手、バス回数券 |
| (3) 収入事務 | 雑入（高齢者等バス特別乗車証負担金） |
| (4) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (5) 補助金交付事務 | 社会福祉団体事業支援補助金 |
| (6) 契約事務 | 障害者自立支援システムソフトウェア保守業務委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

環 境 部

環 境 政 策 課

1 主なる分掌事務

- (1) 環境に関する総合的な施策の企画立案及び連絡調整に関すること。
- (2) 資源循環型社会に関すること。
- (3) 環境マネジメントシステムに関すること。
- (4) 廃棄物の減量及び再資源化の普及に関すること。
- (5) 一般廃棄物処理に係る総合的な企画及び調整に関すること。

2 組織・職員の状況

課長	—	環境政策推進グループ	副参事（グループリーダー）以下	6人
（部次長兼務）	└	資源リサイクルグループ	主幹（グループリーダー）以下	6人
				計13人

3 監査項目

- | | |
|--------------|-------------------|
| (1) 有価物等管理事務 | 切手、はがき |
| (2) 収入事務 | 衛生手数料（清掃手数料） |
| (3) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (4) 補助金交付事務 | 八戸市リサイクルパートナー補助金 |
| (5) 契約事務 | 八戸市廃食用油収集運搬業務委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

環境保全課

1 主なる分掌事務

- (1) 公害防止協定に関すること。
- (2) 公害関係法令に基づく届出及び許可に関すること。
- (3) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の調査及び防止対策に関すること。
- (4) 公害に係る工場、事業所等への立入指導、改善勧告及び措置命令に関すること。
- (5) 一般廃棄物搬入許可証及び一般廃棄物処分券の発行に関すること。
- (6) 産業廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。
- (7) 産業廃棄物処理施設の設置の許可及び指導監督に関すること。
- (8) 産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理の対策に関すること。

2 組織・職員の状況

課長	├──	調査指導グループ	副参事（グループリーダー）以下	10人
	└──	廃棄物対策グループ	主幹（グループリーダー）以下	9人 （うち非常勤職員 2人）
				計 20人

3 監査項目

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 有価物等管理事務 | 切手、一般廃棄物処分券 |
| (2) 収入事務 | 衛生手数料（清掃手数料） |
| (3) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (4) 契約事務 | 微小粒子状物質（PM2.5）成分分析業務委託契約 |

4 監査の結果

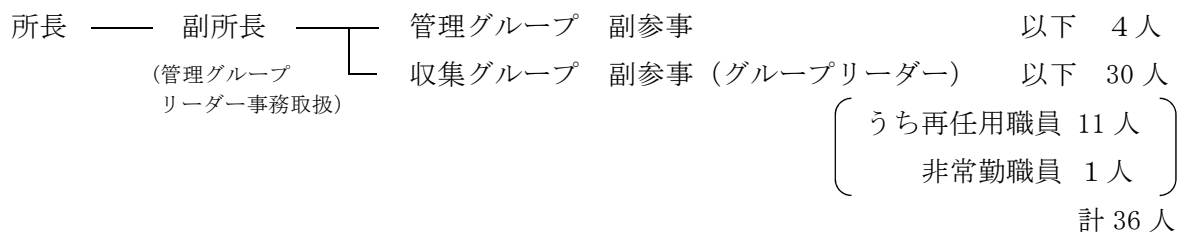
上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

清掃事務所

1 主なる分掌事務

- (1) 一般廃棄物搬入許可証の発行に関する事。
- (2) 動物死体焼却場の運営管理に関する事。
- (3) 一般廃棄物最終処分場の運営管理に関する事。
- (4) 一般廃棄物の収集運搬業務の計画及び実施に関する事。
- (5) 廃棄物の不法投棄防止及び適正処理に関する事。

2 組織・職員の状況



3 監査項目

- | | |
|--------------|--|
| (1) 有価物等管理事務 | 切手、一般廃棄物処分券 |
| (2) 収入事務 | 衛生手数料 (清掃手数料) |
| (3) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (4) 契約事務 | 粗大ごみ戸別収集運搬業務委託契約
最終処分場管理業務委託契約
天狗沢最終処分場浸出水集水設備設置工事請負契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

建設部

道路維持課（道路管理事務所、南郷道路管理事務所含む）

1 主なる分掌事務

- (1) 路線の認定及び廃止に関すること。
- (2) 道路台帳の整備に関すること。
- (3) 道路の占用及び特殊車両の通行の許可に関すること。
- (4) 道路等の境界に関すること。
- (5) 街灯の補助に関すること。
- (6) 国土調査法に基づく地籍調査事業に関すること。
- (7) 道路の維持修繕に関すること。
- (8) 交通安全施設に関すること。
- (9) 道路施設の災害復旧に関すること。

2 組織・職員の状況

課長	管理グループ	参事（グループリーダー事務取扱）以下	11人
	道路占用グループ	副参事（グループリーダー） （うち 非常勤職員 1人）	以下 8人
	地籍調査グループ	副参事（グループリーダー）	以下 7人
	維持第一グループ	副参事（グループリーダー）	以下 7人
	維持第二グループ	参事（グループリーダー事務取扱）	以下 7人
	道路管理事務所	所長	以下 17人 （うち 再任用職員 3人）
	南郷道路管理事務所	所長	以下 5人 （うち 再任用職員 1人）
			計 63人

3 監査項目

- | | |
|--------------|--|
| (1) 現金取扱事務 | つり銭 |
| (2) 有価物等管理事務 | 切手、はがき、有料道路利用券 |
| (3) 収入事務 | 土木使用料（道路占用料、法定外公共物占用料）
不動産売払収入 |
| (4) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (5) 契約事務 | 街路樹剪定管理作業委託契約
沢里田面木線（沢里橋）耐震補強設計業務委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

建築住宅課

1 主なる分掌事務

- (1) 市有建築物の建築計画の企画、調査、技術助言及び連絡調整に関すること。
- (2) 市有建築物の営繕工事の設計、積算及び工事監理に関すること。
- (3) 市有建築物の保全、調査、検査及び技術指導に関すること。
- (4) 市営住宅の建設及び運営管理に関すること。

2 組織・職員の状況

課長	—	建築第一グループ	主幹	(グループリーダー)	以下 5人
	—	建築第二グループ	参事	(グループリーダー事務取扱)	以下 8人
	—	設備グループ	参事	(グループリーダー事務取扱)	以下 9人
	—	住宅グループ	副参事	(グループリーダー)	以下 8人
					(うち 再任用職員 1人 非常勤職員 1人)
					計 31人

3 監査項目

- | | |
|--------------|---|
| (1) 現金取扱事務 | つり銭 |
| (2) 有価物等管理事務 | 切手、有料道路利用券 |
| (3) 収入事務 | 土木使用料(住宅使用料) |
| (4) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (5) 契約事務 | 旭ヶ丘市営住宅給湯器設備交換業務委託契約
新丁下市営住宅通路改修工事請負契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。